## 酒類消費量

単位・k1

						単位:k1
	合計 清酒	<b></b> 连洒	合成清酒	しょうちゅう		みりん
		相伯		甲類	乙類	<i></i> サリル
平成17年度	11, 929	1, 667	46	366	467	96
(平成18年5月 酒税法改正)	合計	清酒	合成清酒	連続式蒸留 しょうちゅう	単式蒸留 しょうちゅう	みりん
平成18年度	12, 060	1, 587	43	398	501	105
19	12, 379	1, 523	39	407	511	114
20	11, 723	1, 407	30	441	501	101
21	11, 045	1, 418	29	422	479	105

資料:松任税務署

(注1) 消費数量は、会計年度(4月~3月まで)ごとに松任税務署管内の酒類製造者及び酒類販売業者が消費者(飲料業者を含む。)に対して販売した数量である。 (注2) 単位未満切捨てのため、各酒類の消費数量の合計と合計数量は一致しない。 (注3) 平成18年5月に酒税法改正が行われ、種類の分類が10種類11品目から13品目に変更に

なった。

## 酒類消費量(つづき)

単位・k1

						単位:kl
	ビール	果実酒類		ウイスキー類		
		果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	
平成17年度	4, 133	216	7	81	12	
(平成18年5月 酒税法改正)	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	原料用 アルコール
平成18年度	4, 061	213	5	78	11	
19	4, 498	202	6	76	10	_
20	3, 656	208	4	78	9	_
21	3, 303	220	4	85	9	-

資料:松任税務署

(注1) 消費数量は、会計年度(4月~3月まで)ごとに松任税務署管内の酒類製造者及び酒類販売業者が消費者(飲料業者を含む。)に対して販売した数量である。 (注2) 単位未満切捨てのため、各酒類の消費数量の合計と合計数量は一致しない。 (注3) 平成18年5月に酒税法改正が行われ、種類の分類が10種類11品目から13品目に変更に

なった。

## 酒類消費量(つづき)

単位・k1

						単位:KI
	雑酒		・ スピリッツ類	リキュール類		
	発泡酒	その他の雑酒	ハロッソノ規	クイユ /V規		
平成17年度	2, 392	1, 425	115	907		
(平成18年5月 酒税法改正)	発泡酒	その他の雑酒	スピリッツ類	リキュール類	粉末酒	雑酒
平成18年度	2, 198	1, 763	144	952	_	_
19	2, 086	1, 352	146	1, 409	-	-
20	1, 944	1, 173	234	1, 937	-	_
21	1, 424	1, 054	269	2, 224	-	-

資料:松任税務署

(注1) 消費数量は、会計年度(4月~3月まで)ごとに松任税務署管内の酒類製造者及び酒類販売業者が消費者(飲料業者を含む。)に対して販売した数量である。 (注2) 単位未満切捨てのため、各酒類の消費数量の合計と合計数量は一致しない。 (注3) 平成18年5月に酒税法改正が行われ、種類の分類が10種類11品目から13品目に変更に

なった。